

令和4年1月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年1月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年1月6日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室1、2
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第43号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第44号 市川市立宮田小学校の通学区域の決定について
議案第45号 東国分爽風学園ふるさと探究科の創設について
議案第46号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 5 報告第24号 市川市立幸小学校長の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第25号 市川市教育委員会事務局職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第26号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第43号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第44号 市川市立宮田小学校の通学区域の決定について
議案第45号 東国分爽風学園ふるさと探究科の創設について
議案第46号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 2 報告第24号 市川市立幸小学校長の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第25号 市川市教育委員会事務局職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第26号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 令和3年度市川市一般会計補正予算（第10号）（うち教育に関する事務に係る部分）令和3年12月市川市議会定例会審議結果について
 - (2) 令和3年度市川市中学生国際交流事業（代替事業）の実

施報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部次長	新部	操
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
義務教育課長	藤井	義康
指導課長	野口	敏樹
就学支援課	秀谷	康久

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、報告3件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。まずは新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。それでは、「議案」に入りたいと思います。議案第43号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第43号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。議案の1ページをお願いたします。本審議会は、教育の振興と充実を図るための施策について、教育委員会の諮問に対し、調査、審議をいただいているところでございます。本件は、審議会委員の任期が令和4年1月6日をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱することにつきまして、ご提案するものでございます。次に、議案2ページをお願いたします。市川市教育振興審議会条例第4条第1項の規定により、委員は、学識経験のある者が4名、学校教育の関係者が2名、幼児・児童又は生徒の保護者が2名、地域における教育活動を行うものが2名、合わせて10名と定められております。このうち、今回の候補につきましては、委員一覧のとおり、新任の委員が5名で、再任の委員が5名となっております。なお、委員の任期は、令和4年1月7日から令和6年1月6日までの2年間でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明について、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第44号「市川市立宮田小学校の通学区域の決定について」を議題

といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第44号といたしまして、「市川市立宮田小学校の通学区域について」ご説明いたします。議案3ページをお願いいたします。こちらは、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において、諮問し、答申をいただいております。市川市立宮田小学校の通学区域は、議案4ページの表のとおりとなりまして、現在の通学区域と変更はございません。新しい通学区域の適用は、宮田小学校建替え後の学校供用開始である令和9年度からを予定しております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第45号「東国分爽風学園ふるさと探究科の創設について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第45号「東国分爽風学園ふるさと探究科の創設について」ご説明いたします。はじめに提案理由です。恐れ入りますが、議案5ページをお願いいたします。本市初の小中一貫型小学校・中学校として、今年度よりスタートした東国分爽風学園では、来年度の教育課程に、新しい領域「ふるさと探究科」を創設する予定となっております。このふるさと探究科の創設により、小中一貫型小学校・中学校独自の取組を進め、小中一貫型小学校・中学校の教育課程の特例を活用した取組の充実を図る必要があります。以上が、本議案を提出する理由です。次に、ふるさと探究科の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案6ページをお願いいたします。まず「1 新しい領域 ふるさと探究科の創設について」です。ふるさと探究科は小中を貫くカリキュラムとして創設いたします。文部科学省の小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きを根拠とし、小中一貫教育の実施に当たり、教育委員会の承認の下、特例として認められているものです。次に「2 ふるさと探究科の学びについて」です。ふるさと探究科は、国分地域の素材をテーマとし、SDGsの目標と関連付け、子どもたちが自ら課題を発見し、課題解決の方法を友達や地域の方々と協力して探る、探究のプロセスを大切にした学習です。次に「3 ふるさと探究科で身に付ける子どもたちの力について」です。ふるさと探究科は、これからの社会において必要とされる、未知の課題に直面したときに主体的に課題解決を図る資質・能力、つまり、課題発見・解決能力、情報活用能力、言語能力の育成を図ります。ふるさと探究科の学習を

通して、子どもたちが、大人になったときにふるさとに帰ってきたいなど思えるような姿を目指します。ここまでの説明を構想図としてまとめたものが、議案7ページにございますので、併せてご覧ください。最後に、「4 ふるさと探究科の実施について」です。令和4年度からの実施にあたっては東国分中学校、稲越小学校、曾谷小学校の3校が一体となって、より具体的な活動内容を検討し、今年度中に年間指導計画を作成する予定となっております。なお、ふるさと探究科の目標は総合的な学習の時間と同一であることから、従来の総合的な学習の時間の時数を充当し実施する予定です。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第46号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱」について、ご説明させていただきます。議案の9ページをお願いいたします。市川市奨学生選考委員会委員につきましても、市川市奨学資金条例第10条第1項により8名で構成されており、その任期は、第10条第2項で2年と定められております。8名の委員のうち、2名の委員の任期が本年2月5日で満了になることから、次期委員の委嘱について、ご提案させていただくものになります。次期委員の候補者につきましても、10ページをお願いいたします。第5号委員を除く他の委員につきましても、令和3年11月の定例教育委員会にて承認いただいておりますことから、本議案は、民生委員児童委員協議会の関係者となります。再任が1名、新任が1名となっております。民生委員児童委員副会長、松永義昭委員が再任、五十嵐香代子氏は新任となります。説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第24号「市川市立幸小学校長の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第24号「市川市立幸小学校長の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の11ページをご覧ください。市川市立幸小学校長が令和3年12月20日付けにて休職発令されることに伴い、新たに人事異動内申を行うものです。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところですが、千葉県教育委員会との調整から提出までの期間が大変短く、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、12ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第24号を終了いたします。

次に、報告第25号「市川市教育委員会事務局職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第25号「市川市教育委員会事務局職員の任免に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の13ページをお願いいたします。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に委任することができない旨定められております。令和3年12月20日の人事異動にあたり、原案の確定が異動日の直前まで行われていたことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案の14ページをお願いいたします。令和3年12月20日課長職（7級職）以上の異動表となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第25号を終了いたします。

次に、報告第26号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

学校安全安心対策担当室長の事務取扱の義務教育課長です。報告第26号、「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の15ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱につきましては、先程ご説明いたしました報告第25号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。議案の16ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱している委員より、辞任の申し出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものでございます。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員1名の解嘱及び委員候補1名について、解嘱委員・委嘱委員一覧のとおり、解嘱及び委嘱いたしました。解嘱日は市職員を退職する令和3年12月19日、委嘱日は令和3年12月20日です。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第26号を終了いたします。

続きまして、その他に入ります。その他(1)「令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)令和3年12月市川市議会定例会審議結果について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。その他(1)「令和3年度市川市一般会計補正予算(第10号)(うち教育に関する事務に係る部分)令和3年12月市川市議会定例会審議結果について」ご説明いたします。議案17ページをお願いいたします。令和3年12月定例教育委員会において、当該補正予算案に係る市長からの意見聴取に対して異議ない旨、教育長による臨時代理により回答したことを報告いたしました。当該補正予算案について、令和3年12月市川市議会定例会にて審議が行われました。審議過程において、当該補正予算案に含まれております、男性市議が市職員にパワーハラスメントをしていたとして、市川市が第三者調査委員会を設置するための関連費用である総務費「パワーハラスメント調査委員会報償金」の計上に対し、反対意見が上がりました。このことから、「補正予算原案に対する修正動議」が議長に提出され、原案からパワーハラスメント調査委員会報償金を削除した修正案が可決されました。これを受けまして、市長が審議のやり直しを求め「再議」が行われましたが、状況に変化がなく原案が廃案となりました。しかし、廃案となった原案には、人件費や公債費など義務に属する経費が含まれていることから、市長は、地方自治法に基づき、原案のうち義務に属する経費のみを再度、再議に付し、可決に至りました。議案18ページをお願いいたします。以上の結果、教育に関する事務に係る部分の予算につきましては、施設の指定管理に係る費用である「市川駅南口図書館指定管理料」及び「放課後保育クラブ指定管理料」の債務負担行為補正のみが認められたものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。

その他(2)「令和3年度市川市中学生国際交流事業(代替事業)の実施報告について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。その他(2)「令和3年度市川市中学生国際交流事業(代替事業)の実施報告について」、ご説明いたします。恐れ入りますが、右手側スライド並びに議案19ページを併せてご覧ください。本事業は、中学生を海外へ派遣し、中学生が現地で生活しながら異文化に触れ、豊かな国際感覚や多様な価値観を身に付けることを目的として、平成4年度から実施してまいりました。ところが、世界的な新型コロナ感染拡大により、昨年度並びに今年度と2年続けて、海外派遣を断念せざる負えなくなりました。そこで昨年度は、過去の派遣生がドイツ・ローゼンハイムにある現地校、リアル・シューレ校へビデオレターを送ることで交流を続けました。そして事業30周年を迎える今年度は、従来通り中学生を募集し、現地校とのオンライン交流を企画しました。参加した中学生は、ICTを活用したオンライン英会話やオンライン旅行などを体験しながら、外国人との1対1での英会話を楽しんだり、外国の文化に触れたりしました。そして、これらの活動を通して国際交流の楽しさを味わうとともに、そこで得た貴重な体験をもとに、日本の文化について言葉や映像を駆使して、現地校に発信しました。また、活動では、GIGAスクール構想に基づき、9月に配付していました学習用端末を、タブレットですけれども、活用することにしました。これにより、生徒が個々のペースで学びを進めたり、複数で同時に1つのパワーポイントを編集したりすることが可能となります。実際の活動では、市立中学校、義務教育学校に募集をかけ、合計20人の生徒が各校の代表として集まり、第2庁舎の会場において、10月30日から6週間に渡る研修を始めました。参加した生徒たちは、はじめは、他校の生徒との交流に戸惑ったり、学習用端末の使い方に手間取ったりしていましたが、回数を重ねるごとに明るく、前向きに活動するようになりました。スライドの右上の画像は、学習用端末の画面でございませう。では、ここから各研修の振り返りです。オンライン英会話は、派遣生のOBが起業したオンライン英会話教室「セブオンライン」にご協力いただき、フィリピンのセブ島にいる英語講師と、中学生がZoomを利用して1対1で英会話のレッスンを約1時間行いました。この研修は2回実施しております。こちらの映像は、Zoomの様子をプリントスクリーンで撮影したものです。生徒が予め準備してきた原稿を、随時修正しながら繰り返し練習しています。最後にオンラインで集合写真を撮りました。子どもたちの達成感にあふれた笑顔が輝いております。次に、ドイツとのオンライン交流です。オンライン旅行の研修では、ローゼンハイム市のリアル・シューレ校の生徒たちと交流を行いました。まず、ドイツ学校から市川市の中学生に送られてきた学校紹介やクリスマスオーナメントの作り方を説明する動画を視聴しました。オーナメント作りでは、実際に材料を使って、学習用端末で何度も使い方を確認しながら、楽しく作品を完成させました。次に、ドイツと市川市との間を、Zoomを使ってオンタイムで繋ぎ、ドイツ現地校の先生と生徒4人が、ローゼンハイム市内を実際に案内してくれました。ドイツとの時差は7時間ということで、オンタイムでの交流はこの機会のみでしたけれども、中学生は、ローゼンハイムの歴史的な建造物を前に

目を輝かせておりました。また、現地の生徒に、「私たちの動画を見てくれた？」と聞かれると、全員で作ったオーナメントをカメラに向かって一生懸命見せていました。最後に、画面越しの学生たちと記念撮影をしました。なお、この日の活動の様子は、ローゼンハイム市のフェイスブックやプレスリリースでも紹介されております。そして、ドイツからの動画へのお返しとして、今度は日本の文化や生活について、中学生から発信することとなり、動画コンテンツの作成を進めました。パワーポイントでスライドを作る際は、個々で所有している学習用端末を効果的に使って、映像等を工夫しながら、一人一人が思いを込めて作成に取り組みました。研修の締めくくりとして本事業の主催である、市川市青少年教育国際交流協会、田中洋会長と記念撮影をしました。では、オンライン英会話など生徒の様子についての動画がございますので、ご覧ください。

(動画視聴後)

ありがとうございます。今年度、生徒たちは実際には現地に行くことができませんでしたが、6週間の研修でさまざまな貴重な体験をすることができたと思います。なお、議案20ページには、生徒による各研修の振り返りのコメントと事後レポートを掲載させていただきました。生徒がこの研修をどのように捉え、今後どのように生かしていきたいのかについて、自分の考えをまとめたものです。ぜひ、ご一読いただければと思います。長くなって申し訳ございません。報告は以上となります。ありがとうございました。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは以上について、質疑はございますでしょうか。代替事業ではなくて、本当に行けるようになるといいですね。来年はなんとかなりますかね。期待したいと思います。特に質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和4年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)